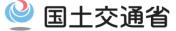
行政事業レビュー公開プロセス 説明資料

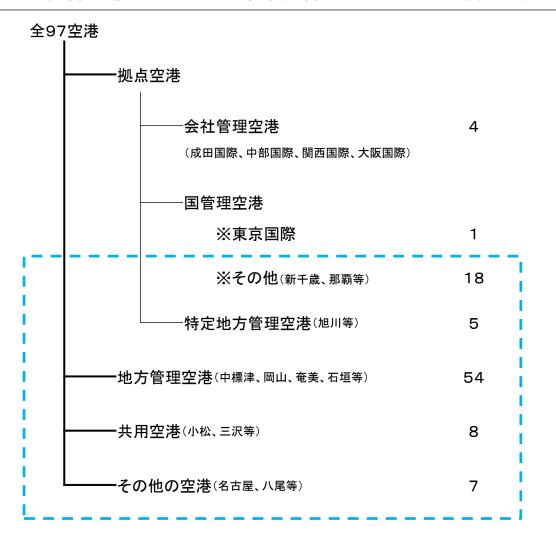
一般空港等整備事業(直轄) (耐震対策事業)



一般空港等について



- 〇 現在、全97空港が存在。
- 〇 一般空港等整備事業の耐震対策事業の対象は、会社管理の4空港(成田国際、中部国際、関西国際及び大阪国際(伊丹))及び東京国際(羽田)空港を除く、92空港。



拠点空港とは、国際航空輸送網又は国内航空輸送網の拠点となる空港。(国又は空港会社が設置)

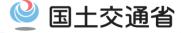
地方管理空港とは、国際航空輸送網又は国内航空輸送網を形成する上で重要な役割を果たす空港。(地方公共団体が設置)

共用空港とは、自衛隊又は米軍の施設を民間航空が 利用している空港。

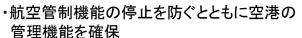
その他の空港とは、コミューター空港など、拠点空港、地方管理空港以外の公共用の空港。

一般空港等(92空港)

空港施設の概要及び耐震対策事業の概要



- 空港は、航空機の離着陸時に使用される滑走路等の土木施設、航空機の管制等を実施する庁舎・管 制塔等の建築施設、並びに、航空機の運航を支援する無線施設等の航空保安施設で構成される。
- 〇 個々の施設が正常に働き、有機的に連携することで空港として機能する。このため、地震災害時に も空港機能を維持できるよう、各種施設の耐震対策を実施している。
 - ・土木施設:滑走路・誘導路・エプロン等で、航空機の離着陸や地上走行、駐機等のための施設
 - ・建築施設:航空機との通信や管制に必要な機器が設置されている庁舎・管制塔・無線施設局舎等
 - 航空保安施設:航空機の運航を支援するための、無線施設や照明施設等

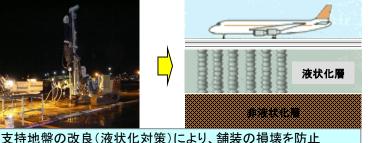


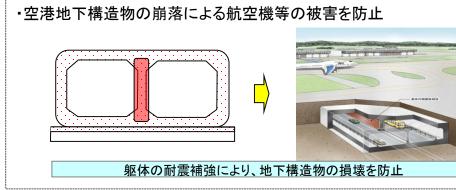


管制塔等の倒壊を防止



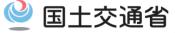








地震被災時の対応事例



- 〇 新潟中越地震(平成16年10月)、東日本大震災(平成23年3月)発生時、新潟空港及び仙台空港はそれぞれ、救急・救命、緊急物資輸送拠点として活用された。
- 〇 東日本大震災時、仙台空港では、耐震対策を実施済みの滑走路には地盤沈下が発生せず、未実施の誘導路には地盤沈下が発生した。

新潟中越地震(平成16年10月)で新潟空港が果たした役割





捜索、救助・物資輸送の拠点として活動 全国からの救援物資の受け入れ拠点として活動

● 地震発生からの主な動き

10月23日 地震発生

救急・救命活動開始(運用時間を延長)

10月24日 緊急救援物資輸送開始

羽田~新潟 臨時便の運航

11月5日 北陸道、関越道通行止め解除

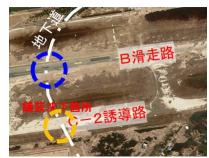
12月28日 上越新幹線運転再開

(参考)

- •自衛隊機等飛行回数 595回
- •公用機飛行回数 859回
- ・羽田~新潟 臨時便 21万人が使用

24日:4往復、25日:10往復、26日以降:8往復

○仙台空港の事例







東日本大震災(平成23年3月)で仙台空港が果たした役割



ヘリコプターによる捜索の拠点として活動



全国からの救援物資の受け入れ拠点として活動

● 地震発生からの主な動き

3月11日 地震発生

仙台空港運用停止 3月12日 (花巻、山形、福島空港等)

・災害対応機の活動拠点となる

・羽田、大阪、名古屋から臨時便の運航

3月15日 救急救命·緊急輸送開始

3月16日 米軍機による輸送活動開始

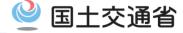
4月13日 民航機運航再開

(参考)

- •自衛隊機等飛行回数 490回
- ・公用機飛行回数

8回

地震災害時に空港に求められる機能及び耐震対策工事



〇 空港に求められる機能

「地震に強い空港のあり方」(平成19年4月)で、地震災害時に空港に求められる機能を整理。

1) 救急・救命、緊急物資輸送拠点としての機能

(地震時に救急・救命、緊急物資輸送拠点としての機能を有する空港から一定範囲に居住する人口の割合が増加)

- 2) 航空輸送上重要な空港で、航空ネットワークの維持、背後圏経済活動の継続性確保のための機能 (民間航空会社による航空輸送事業の継続が可能)
- 〇 耐震対策工事

空港に求められる機能に基づき、耐震対策工事の内容を設定。

【耐震対策工事の内容】

- 1) 救急・救命、緊急物資輸送拠点としての機能
 - 発災後極めて早期の段階に救急・救命活動等の拠点機能
 - ・発災後3日以内に、C-130等の輸送機の運航による緊急物資・人員等の輸送拠点



<機能確保に必要な土木施設の工事内容>

土木施設:滑走路の2,000m部分、滑走路に対応する誘導路及びエプロンの耐震性確保

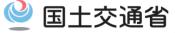
- 2) 航空ネットワークの維持、背後圏経済活動継続のための機能
 - 発災後3日を目途に定期民航機の運航が可能
 - ・極力早期の段階で通常時の50%に相当する輸送能力を確保



<機能確保に必要な土木施設の工事内容>

土木施設:<u>滑走路全長</u>、滑走路に対応する誘導路、通常時の50%に相当する輸送能力 の確保に必要なエプロンの耐震性確保

耐震対策事業の優先順位



- 〇 92空港のうち、次の2つの視点で、15空港の耐震対策事業を優先的に実施中。
 - 1) 「地震に強い空港のあり方」(平成19年4月)で抽出した航空輸送上重要な8空港(一般空港等以外は5空港)
 - 2) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法等で指定する地震防災対策推進地域 に所在する7空港

【航空輸送上重要な空港】



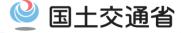
(新千歳、仙台、新潟、広島、高松、福岡、鹿児島、那覇)

【地震防災対策推進地域に所在する空港】



(釧路、函館、松山、高知、北九州、大分、宮崎)

耐震対策事業の成果目標及び達成状況



- 〇 成果目標
 - 優先順位1及び優先順位2(合計で15空港)において、平成32年度までに、「救急・救命、緊急 物資輸送拠点として機能」を確保するため、土木施設、建築施設及び航空保安施設の耐震性を確保。
- 〇 平成27年度末に「救急・救命、緊急物資輸送拠点としての機能」を確保できるのは9空港で、未了 は6空港。
- 〇 なお、優先順位3の「航空ネットワークの維持、背後圏経済活動継続のための機能」の確保の目標時期については、現在、設定していない。

| | 航空輸送上重要な空港(8空港) | 地震防災対策推進地域に所在する空港(7空港) | その他の空港(77空港) |
|-------------|----------------------------------|--------------------------------------|---|
| | 新千歳、仙台、新潟、広島、高松、福岡、鹿児島、那覇 | 釧路、函館、高知、松山、北九州、大分、宮崎 | ての他の生活(77生活) |
| 優 先 | ①救急・救命、緊急物資輸送拠点としての機能 | | |
| 順 位 1 | 済:新千歳、仙台、広島、高松、福岡 未:新潟、鹿児島、那覇 | _ | _ |
| 優先順位 | _ | ①救急・救命、緊急物資輸送拠点としての機能済: 釧路、函館、高知、北九州 | _ |
| | ②航空ネットワークの維持、背後圏経済活動継続のた | 未:松山、大分、宮崎 | |
| 先 順 | めの機能 | _ | _ |
| 位 3 | 済:広島、高松 未:新千歳、仙台、新潟、福岡、鹿児島、那覇 | | |
| 優先 | | | |
| 順位 | _ | _ | ①救急・救命、緊急物資輸送拠点としての機能 (<mark>優先順位未検討</mark>) |
| 4 | | | |

- ※ 照査の結果、耐震対策が不要の空港も含む。
- ※ 上記15空港以外の空港の建築施設及び航空保安施設の耐震対策事業は、平成31年度完了予定。

耐震対策事業の優先順位等の検討



- 〇 「地震に強い空港のあり方」(平成19年4月)の検討以降、8年が経過するとともに、中央防災会議等で想定する地震規模が変化する中、地震に対する空港のあり方について見直しが必要と認識。
- 〇 このため平成26年度、南海トラフ地震等広域的災害を想定した空港施設の災害対策のあり方について、有識者に議論頂いた。
- 具体的に対象とする空港やその優先順位については、今後、検討する予定。

【凡例】 一

- 耐震対策事業対象の一般空港(15空港)
- 耐震対策事業対象の会社管理空港及び東京国際 (羽田)空港(5空港)
- 検討の対象となる空港(32空港)
 - 1) 地震防災対策推進地域等に所在する空港 (現在は、国管理空港のみが対象)
 - 2) 東海地震、東南海・南海地震等の具体計画で 広域医療搬送拠点等に位置づけられる空港
 - 3) 航空輸送上重要な空港の代替空港
- その他

※ 滑走路長 2000m以上の空港を記載 「下線」航空輸送上重要な13空港

